

相模原市監査委員公表第21号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、市長から、平成28年度の包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成29年8月9日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 坪 井 廣 行

同 金 子 豊貴男

同 石 川 将 誠

- 1 特定の事件（平成28年度）
補助金に係る財務に関する事務の執行について
- 2 監査対象部局及び団体
補助金の予算額が原則として300万円以上の関係各課
- 3 措置に係る通知日
市長から通知があった日 平成29年7月31日
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】	措置の状況
<p>1.【軽費老人ホームサービス提供費補助金】</p> <p>補助金の決算見込み額と（確定）決算額に差があるものが1件あった。確定決算書を提出してもらい、補助金の還付が必要ないか否かの確認の手続を追加すべきである。交付先がまず検討すべき事項であるため、必要な場合には、要綱を改定して法人に確認手続き等を義務付けるべきである。</p> <p style="text-align: right;">（報告書 58頁）</p>	<p>1.【軽費老人ホームサービス提供費補助金】</p> <p>当該法人から確定決算書の提出を受けて、補助金の還付の必要性について精査したところ、本来補助金の対象経費とすべき退職給付引当資産支出が積算されていなかったことが判明した。当該支出を加えることにより法人の支出額が市の補助金基準額を上回ることとなったため、還付の必要がないことを確認した。</p> <p>なお、当該補助金の対象法人全てについて、過去5年分の決算見込み額と確定決算書を確認し精査をしたところ、1法人について1,112千円の補助金が過大になっていたことが判明したことから返還を要請し、平成29年5月に返還を受けた。</p> <p>また、確定決算額や補助金の返還の有無について報告することを義務付けるため、相模原市軽費老人ホームサービス提供費補助金交付要綱を改正し、平成29年4月1日付で施行した。</p>

2.【高齢者福祉施設サービス水準向上補助金】

職員数の把握

「補助金交付算出内訳」には、職種別の職員数が記載されているが、「軽費老人ホームサービス提供費補助金」で入手している「職員の状況」と不整合な例が見受けられた。具体的には、該当する職員（栄養士）が他の施設との兼務であったため、本来は年収の2分の1の額で積算しなければならなかったが、全額で積算をしていた。このため、補助金が137千円過大となっている事例があった。

(報告書 62頁)

2.【高齢者福祉施設サービス水準向上補助金】

職員数の把握

当該法人については、本来施設を兼務している職員については年収の2分の1の額で積算すべきところを全額で積算していたため、補助金が過大となっていた。そのため過年度分も含めて精査をしたところ、295千円が過大となっていたことが判明したため返還を要請し、平成29年3月に返還を受けた。

今後は、「高齢者福祉施設サービス水準向上補助金」の対象施設と「軽費老人ホームサービス提供費補助金」の対象施設について、実績報告における「職員の状況」欄を同様の様式とすることをルール化し、各々整合性を確認することで、適切な事務執行を行う。